



3・4・4号 上市駅法音寺線

3・4・5号 神明町上法音寺線

3・5・6号 川原田荒田線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

### (1) 変更した部分

上市町正印新、正印新字墓ノ廻り、上経田字島田、上経田一丁目、上経田二丁目、上荒又字砂田、下経田、正印、正印字土居下、中小泉、若杉、若杉字中島、若杉字八作、若杉字砂田、若杉二丁目、若杉三丁目、錦町字神明町、神明町字神明町、神明町字下町、上法音寺字中長、上法音寺字流田、横法音寺字西川原、横法音寺字古川、横法音寺字高畑、法音寺字明德、法音寺字藤田、法音寺字尻江、法音寺字横市、法音寺字音田、法音寺字吉田、川原田字潜、川原田字上沢田、稗田字上沢田、稗田字仕入、稗田字掛ノ下、稗田字横市、横越、横越字雲池、横越字出戸、湯上野、北島、大坪の各一部

### (2) 追加した部分

上市町稗田字古落合、稗田字五反丸、稗田字又右エ門田、稗田字吉原、神田

### (3) 削除した部分

上市町東町、東町字下町、横越字天神堂、横越字正印道の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

## 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

上市町建設課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第8号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用

する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 都市計画の種類及び名称

(種類) 魚津都市計画道路

(名称) 3・2・1号 魚津駅中央線

3・4・5号 片貝早月線

3・4・6号 魚津臨港線

3・5・8号 魚津大光寺線

3・5・10号 カーバイド上村木線

3・5・11号 魚津友道線

3・5・12号 魚津本江線

3・6・13号 魚津港諏訪町線

3・6・14号 村木魚津駅線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

### (1) 変更した部分

魚津市上口一丁目、上口二丁目、新角川一丁目、本町一丁目、新宿の各一部

### (2) 削除した部分

魚津市本町二丁目の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

## 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

魚津市産業建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県教育委員会告示第1号

富山県指定有形文化財の指定について

富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第4条第1項の規定により次の文化財を富山県指定有形文化財に指定した。

令和6年1月12日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

種 別	名 称	員 数	所 有 者
有形文化財 (考古資料)	阿尾島田A1号 墳出土品（氷見 市阿尾）	武器12点、農工具8点、 玉類94点	氷見市 氷見市本町4-9（氷 見市立博物館）
有形文化財 (考古資料)	朝日長山古墳出 土品（氷見市朝 日本町）	武器4点、武具4点、 馬具3点、装身具7点、 玉類8点、土器24点、 埴輪18点	氷見市 氷見市本町4-9（氷 見市立博物館）
有形文化財 (考古資料)	加納南9号墳出 土品（氷見市加 納）	武器17点、武具1点、 馬具1点、農工具1点、 三輪玉2点、鑷子状鉄 製品2点、土器4点	富山県 富山市茶屋町206-3 （富山県埋蔵文化財セ ンター）

（教・生涯学習・文化財室）

## 富山県教育委員会告示第2号

富山県登録無形民俗文化財の登録について

富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第20条の13第1項の規定により次の文化財を登録簿に登録した。

令和6年1月12日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

種 別	名 称	所 在 地
無形民俗文化財	お鋤様	富山市岩稲

（教・生涯学習・文化財室）



イ 本人の写真 1枚

受講の申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3.0cm×横2.4cmの大きさのもの。

ウ 受講手数料 20,000円

富山県収入証紙を申込書下部余白に貼り付けること。

### 3 申込方法

富山県警察本部交通部交通指導課へ2(3)の「申込みに必要な書類等」を持参又は郵送すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和6年2月14日(水)までに必着とすること。

### 4 その他

受講に当たっては、筆記用具及び受講者本人であることを確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等)を持参すること。

### 5 講習に関する問合せ先

富山県警察本部交通部交通指導課

(電話076-441-2211・内線5134、5135)

## 監査の結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和5年11月及び12月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月12日

富山県監査委員 山崎 宗良

富山県監査委員 亀山 彰

富山県監査委員 田中 篤人

富山県監査委員 高橋 正樹

## 1 県の機関

## (1) 監査対象箇所

## 監査年月日

地方創生局	観光振興室	令和5年11月20日
交通政策局	交通戦略企画課	令和5年11月20日
同	広域交通・新幹線政策課	令和5年11月20日
同	航空政策課	令和5年11月20日
経営管理部	首都圏本部	令和5年11月9日
土木部	富山土木センター	令和5年11月13日
同	上市川ダム管理事務所	令和5年11月13日
公安委員会	総務課	令和5年11月1日
同	警察相談課	令和5年11月1日
同	会計課	令和5年11月1日
同	情報管理課	令和5年11月1日
同	警務課	令和5年11月1日
同	教養課	令和5年11月1日
同	厚生課	令和5年11月1日
同	監察官室	令和5年11月1日
同	留置管理課	令和5年11月1日
同	生活安全企画課	令和5年11月1日
同	人身安全・少年課	令和5年11月1日
同	サイバー犯罪対策課	令和5年11月1日
同	地域企画課	令和5年11月1日
同	通信指令課	令和5年11月1日
同	山岳安全課	令和5年11月1日
同	刑事企画課	令和5年11月2日
同	捜査第一課	令和5年11月2日

監査対象箇所		監査年月日
公安委員会	捜査第二課	令和5年11月2日
同	組織犯罪対策課	令和5年11月2日
同	国際捜査課	令和5年11月2日
同	鑑識課	令和5年11月2日
同	科学捜査研究所	令和5年11月2日
同	交通企画課	令和5年11月2日
同	交通指導課	令和5年11月2日
同	交通規制課	令和5年11月2日
同	運転免許センター	令和5年11月2日
同	交通機動隊	令和5年11月2日
同	高速道路交通警察隊	令和5年11月2日
同	公安課	令和5年11月2日
同	警備課	令和5年11月2日
同	機動隊	令和5年11月2日
同	警察学校	令和5年11月1日

## (2) 監査対象年度

令和3年度及び令和4年度

## (3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

＜＜注意事項＞＞

- ア 歳入調定決議書に決裁されていないものがあつた。
- イ 支払が遅延しているものがあつた。(2件)
- ウ 補助を行うために必要な要綱改正前に補助金の交付決定を行った。
- エ 交通事故による損害が生じた。(2件)
- オ 施設管理事故による損害が生じた。
- カ 運転免許の更新に伴う高齢者講習の受講指示誤りによる損害賠償があつた。

## 2 財政的援助団体等

### (1) 監査対象箇所

### 監 査 年 月 日

公益財団法人富山県スポーツ協会	令和5年11月28日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部富山県済生会	令和5年11月15日
社会福祉法人かづみ野	令和5年11月15日
社会福祉法人グレイス会	令和5年11月27日
日本赤十字社富山県支部	令和5年11月16日
公益社団法人富山市医師会	令和5年12月4日
一般財団法人近畿富山会館	令和5年11月21日
一般社団法人富山県トラック協会	令和5年11月16日
公益財団法人砺波市花と緑と文化の財団	令和5年11月30日
公益財団法人花と緑の銀行	令和5年11月29日
公益財団法人立山カルデラ砂防博物館	令和5年11月7日
公益財団法人伏木富山港・海王丸財団	令和5年11月17日
トナミグリーン・富山岸グリーンサービス企業体	令和5年11月21日
公益財団法人富山県民福祉公園	令和5年12月18日
株式会社富山・スポーツパーク・マネジメント	令和5年11月22日
株式会社野上緑化	令和5年11月20日
光陽興産株式会社	令和5年11月21日

(注) 田中監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により、公益財団法人富山県民福祉公園に係る監査には加わっていない。

## (2) 監査対象年度

令和4年度

## (3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

### <<注意事項>>

- ア 指定管理施設の修繕に要した費用について、協定書に違反しているものがあった。(2件)
- イ 現金の払込みに遅延しているものがあった。
- ウ 工事請負契約において契約書及び検査調書がないものがあった。